

欧州発明者大賞授賞式および欧州発明フォーラム 2010 概要

2010 年 5 月 4 日

JETRO デュッセルドルフセンター

欧州特許庁は EU 議長国スペイン、欧州委員会およびスペイン特許商標庁の協力のもと、2010 年 4 月 28 日および 29 日、スペインのマドリッドで欧州発明大賞授賞式および欧州発明フォーラム 2010 を開催した。

授賞式では、スペイン王室からフェリペ皇太子とレティシア皇太子妃を迎え、「産業界」・「非ヨーロッパ」・「中小企業・研究」・「生涯功労」の 4 部門について行われた¹。受賞者の発表とトロフィー授与に続き、フェリペ皇太子等の挨拶があった。その後、欧州特許フォーラム 2010 が開催され、報告、パネルディスカッション、分科会等が行われた。

授賞式およびフォーラムの中で、知財に関する主な発言は以下の通り。

○フェリペ皇太子

知的財産は、創造、教育および技術革新に基づく社会経済の発展や競争力強化に不可欠。したがって過去 10 年、スペインからの特許出願が増加していることは喜ばしい。本日の受賞者と候補者が到達したものはいずれも非常に素晴らしく、他のそして将来の発明家の手本となるもの。このような卓越した成果を生むまでになされた努力に対し、敬意を表する。

○セバスチャン・スペイン産業・観光・貿易大臣

特許は欧州においてより革新的で持続可能なシステムを構築する上で必要不可欠なもの。スペインにおける欧州特許出願は 2004 年から 2008 年の間に 90%増加したが、11 位にとどまり、世界の特許出願規模で 8 位であることに比べ依然少ない。このためスペイン特許庁は、手続き費用の 18%減額、審査期間の短縮、気候変動緩和技術関連出願を 12 月以内に処理する早期審査導入、約 1 千 5 百万ユーロの資金援助、模倣品に対する意識向上策等からなる「PLAN π」²を策定し、産業界の国際的な特許取得支援を強化した。また、四半期毎に気候変動緩和技術全般や電気自動車を含む出願動向分析報告書を発表して、効率的な特許取得を支援している。

○フェルナンデス・スペイン産業・観光・貿易省次官

米日独韓中は世界の GDB の 44%を占め、全特許出願の 75%を占め特許が経済活動にとって重要であるのは明らか。しかし、技術貿易収支をみると、米国は 440 億ユーロ、日本

¹ <http://www.epo.org/topics/news/2010/20100428.html> 参照。

² 2010 年 3 月 30 日付け欧州情報(<http://www.ietro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20100330.pdf>)参照。

は 50 億ユーロの黒字であるのに対し、EU 全体では赤字であり、今後一層の特許保護の強化を図ることが重要。このため、昨年合意した EU 特許の残された問題、すなわち翻訳費用削減のニーズに対し、現状とのバランスを取りつつ応える必要がある。欧州特許庁では三言語とされ、技術の共通言語は英語であるという現状に加え、強調したいのは、スペイン語は将来、英語の次に話者人口が多い言語となると予想されていること。

○ブリムロー欧州特許庁長官

本フォーラムでは再生可能エネルギーを中心に取り上げるが、そのような技術を育てていくために何が必要か、技術移転の機能や特許の役割を含め検証することが必要。このため EPO は、昨年 4 月、国連環境計画 (UNEP) および NGO である「貿易と持続可能な開発国際センター (ICTSD)」と同技術分野における特許に関する共同研究を開始。この研究は全世界の再生可能エネルギーをテーマとして技術移転と特許の相互作用に関する分析を行うものであるが、予備的な研究結果として、現状と政策の間に差迫ったギャップが存在することが明らかになりつつある。最終結果は間もなく公開することができるようになる見通し。

○タヌンチャイワタナ・国連気候変動枠組条約担当官

昨年コペンハーゲンで行われた COP15 の最終テキストには知財条項が存在しないが、これは議論がなかったわけではなく、気候変動緩和技術分野における技術革新と競争力強化のため知的財産権の強力な保護を求める先進国と、強制実施権や例外規定を主張する発展途上国との激しい応酬の結果、削除されたもの。両者の対立は根深く、前進するためには公的資金により特許プールを構築する等の新たな取り組みが必要。今後、COP16 に向けて問題を特定し、実現可能なアプローチを批判的に分析する必要がある。

○「知的財産システムの適応」分科会

気候変動緩和技術の発展を支えるために知的財産システムはいかに適応すべきかについて議論がなされ、その手法として法的対応（環境に悪い発明を特許付与の対象外とする特許適格の変更、強制実施権）、運用（早期審査）、当該分野における統計データの提供、技術の実施環境整備（ライセンス、資金援助等を含む）などが紹介された。このうち特許適格の変更や強制実施権については、技術分野の定義の問題、特許適格性の判断基準の不明確さ、技術分野の定義の問題およびインセンティブの観点などから否定的な見解が支配的であった。またライセンスや資金援助については、基盤が整備されておらずうまく機能していないとの指摘があった。統計データは現実を認識する上で非常に重要であり、データの提供は欧州特許庁等の公的機関が責任を持って担うべきものとされた。

○パネルディスカッション「ライセンスは再生可能エネルギーの普及と実施を促進するか」

地球温暖化を防止するためには、再生可能エネルギーをだれもが使えるようにすべきであるが、その具体的手法として、技術の核心部分を確実に移転することが唯一可能であるライセンスは最も有効との意見が出された。しかし、特に発展途上国等においてライセンサーとライセンシーが互いに相手を見つけられず、ライセンスの仕組みや市場の機能が十分にしていないことが問題であり、今後官民、南北、あるいは南南間の新しい枠組みを構築し、これらが機能するような支援が重要との見解が示された。また、公的資金により発展途上国が利用可能な技術援助を行う必要性について指摘がなされた。

— 欧州発明者大賞授賞式および欧州発明フォーラムに関する情報は以下参照 —

<http://www.epo.org/about-us/events/inventor-forum.html>

<http://www.epo.org/topics/news/2010/20100428a.html>

<http://www.epo.org/topics/news/2010/20100430a.html>

(以上)